

石川県公報

令和元年9月20日

第13241号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課) 1	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同) 5
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路整備課) 2	○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 6
○特定調達契約に係る入札公告	(管財課) 2	○建築士法に基づく指定事務所登録機関の住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の届出の公告	(同) 6
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 4	正 誤	
○地域登録検査機関の変更の届出の公告	(農業安全課) 5	○令和元.6.14第13213号中	6
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課) 5		

告 示

石川県告示第174号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 能都町加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字宇出津ク字198番地2 株式会社カネウラ水産

鳳珠郡能登町字波並18字24番地1 波並大敷網組合 代表 中田 隆史

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区

(3) 区分

50メートルを超える水深に定置網を敷設する者の営む大型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和元年8月7日

2 能都町加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字鶴川2字144番甲地 有限会社馬宗水産

鳳珠郡能登町字藤波26-27 上野 清孝

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区

(3) 区分

①に掲げる者以外の者の営む大型定置漁業及び小型定置漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和元年8月7日

3 能都町加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字出津新1字190番地7 藪下 栄
 鳳珠郡能登町字出津イ字9番1地 たなぎ団地106号 岩本 秀和

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区

(3) 区分

底びき網を使用して営む漁業又は高倉漁港(姫地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和元年8月7日

4 能都町加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

鳳珠郡能登町字出津ク字201番地2 志幸 松栄
 鳳珠郡能登町字真脇42字126番地 河元 正雄

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧能都町漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数5トン未満の漁船を使用して主としていか釣りを営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和元年8月7日

5 ななか第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

七尾市庵町ム部75番地 岸端定置網組合 組合長理事 一瀬 保夫
 七尾市佐々波町ソ部13番地 株式会社佐々波鯛網

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧ななか漁業協同組合の地区(大泊町、東浜町、黒崎町、庵町、江泊町、大野木町、鵜浦町、能登島二穴町、能登島佐波町、能登島向田町、能登島曲町、能登島須曾町、能登島半浦町、能登島無関町、能登島閨町、能登島南町、能登島通町、能登島久木町及び能登島田尻町の区域に限る。)及び旧佐々波漁業協同組合の地区

(3) 区分

大型定置漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和元年8月21日

石川県告示第175号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	金沢湯涌福光線	金沢市石引三丁目46番地先から 金沢市石引二丁目428番1地先までの上下線	令和元年9月20日

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定す

る特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア 凍結防止剤 塩化ナトリウム(1トン詰フレキシブルコンテナ) 予定数量10,000トン(最大14,800トン)

イ 凍結防止剤 塩化ナトリウム(25キログラム詰包装) 予定数量60トン

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとの単価につき入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成31年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成31年石川県告示第126号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品又はこれと同等の類似品を迅速かつ確実に納入できることを証明する書類を令和元年10月17日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和元年10月31日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所
令和元年10月31日(木)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

① Sodium Chloride for solid de-icing agent (1t Stuffing packing salt) 10,000t (maximum 14,800t)

② Sodium Chloride for solid de-icing agent (25kg Stuffing packing salt) 60t

- (2) Delivery period

From the first day of contract through 31 March 2020

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 31 October 2019

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス山代温泉店

加賀市山代温泉北部二丁目18番1 外11筆

- 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成31年4月23日

- 3 市町の意見の概要

市町名 加賀市

意見の概要

- (1) 駐車場の充足等交通に係る事項

- ・道路法第24条の乗り入れ協議が必要である。
- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ・新設予定の当該地域は、騒音規制法及び振動規制法に定める規制地域である。特定施設の設置又は特定建設作業を行う場合は、市へ届け出ること。
- (3) 廃棄物にかかる事項
 - ・関係法令等を遵守すること。
- (4) その他の事項
 - ・建築基準法第6条の確認申請が必要である。
 - ・当該敷地は加賀市景観計画に基づく景観形成区域に該当するため、事前協議が必要である。
 - ・対象建物は立地適正化計画に基づく誘導施設に該当し、対象地は都市機能誘導区域外となることから、立地についての再検討を求める。
 - ・都市再生特別措置法第108条の規定による届出が必要である。
 - ・対象地の一部はこれまで埋蔵文化財に関する調査を未実施であることから、事前に協議が必要である。
- 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間

令和元年9月20日から同年10月21日まで

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社ながせ
長瀬 清隆
羽咋市千路町に2番地
- 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
長 瀬 明	羽咋市千路町中区57番地	玄米

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
能美都市計画地区計画	石川県土木部都市計画課及び能美市土木部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から

都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画特定用途制限地域	石川県土木部都市計画課及び能美市土木部都市計画課
能美都市計画地区計画	〃
能美都市計画用途地域	〃
能美都市計画特別用途地区	〃

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ろ179番5	幅員 6.00m 延長 43.65m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和元年9月5日

建築士法に基づく指定事務所登録機関の住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の届出の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から、次のとおり住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和元年9月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定事務所登録機関の名称
一般社団法人石川県建築士事務所協会
- 変更する事項
指定事務所登録機関の住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地
変更前 金沢市泉が丘2丁目14番7号
変更後 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター5階
- 変更年月日
令和元年10月1日

正 誤

令和元年6月14日発行の石川県公報第13213号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
4	石川県証紙売りさばき人指 定の一部改正	7 石川県猟友会能美小松支部長 太田博士	2 石川県猟友会能美小松支部長 太田博士